

○ 会議録

会議名	第3回基山町空家等対策協議会			
開催年月日	平成29年2月27日(月)			
開催場所	基山町役場 4階大会議室			
開閉会日時	開会	平成29年2月27日 13時30分		
	閉会	平成29年2月27日 15時00分		
出席者並びに 欠席者 出席 18名 欠席 2名	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	平瀬 有人	出席	石丸 俊邦	欠席
	諫見 泰彦	出席	園田 広行	出席
	永家 重光	出席		
	平田 百合子	出席	松田 一也	出席
	天本 正弘	出席	阿部 一博	出席
	鳥飼 善治	出席	久保山 聖応	代理
	吉田 茂	出席	平野 裕志	出席
	天本 和典	出席	木原 弘善	代理
	松尾 浩幸	出席	中牟田 文明	出席
	天本 正彦	欠席		
	重松 康清	出席		
	松永 正美	出席		
会議録署名人	平瀬 有人 永家 重光			

～13時30分開会～

○発言者（事務局）：（亀山）

基山町空家等対策協議会設置条例第6条に基づき、出席委員数が過半数となり、協議会の開催条件を満たすことを報告した。

○発言者（会長）：（平瀬）

・開催挨拶

本日の会議録の署名人として、基山町区長会の永家委員を指名した。

～基山町空家等対策計画について説明～

○発言者（事務局）：（亀山）

・基山町空家等対策計画（案）の変更点を説明

空家等の種類について、不良住宅と特定空家等の文言を整理した。

空家等の対策について、対象となる空き家等の図の追加

特定空家等と認められる事例の追加

【質疑応答】

○質問者（天本和） 空家等の公表とあるが、どの程度まで公表するのか。

○回答者（事務局） 町ホームページ等で公表することになるが、条例に基づき「所有者等の氏名及び住所」について公表することになる。

～基山町空家等対策計画（案）に対する意見書と回答について説明～

○発言者（事務局）：（亀山）

・基山町空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの結果について説明した。

下記のとおり2件の意見提出があったことを報告と回答内容を説明した。

i) 特定空家等ではない空家の管理について

→ 所有者への適正管理を依頼する旨を回答した。

ii) 空家等にを担当する職員のスキルアップについて

→ 本協議会の専門家からの助言を踏まえ対処する旨を回答した。

iii) 町独自の景観に関する条例等の整備について

→ 佐賀県の景観条例に基づき、取り組みを進める旨を回答した。

iv) 計画推進に関するプログラム（目標・進捗管理等）について

→ 空家の発生を未然に防ぐことを主たる目的とし、社会情勢を勘案しながら5年を目途に見直しを進めていく旨を回答した。

発言者（町長）：先程の質問（専門家の活用）について、現在役場では専門知識を持った中途・任期付職員の採用を進めている。今後の状況にもよるが、不動産等の専門知識を持った方の採用についても議論ができるのではないかと思う。

【質疑応答】

- 質問者（平瀬） 空家対策計画について、どのように取り組んでいくのか。
- 回答者（町長） 今後、3月1日に開催される庁議で計画を決定し取組みを進めていく。この計画は不良住宅の対策と空家等の利活用について計画したもので、幅広い内容となっているが、本協議会と連携を取りながら、2つの取組みを一体的に推進していく。
- 質問者（諫見） 空家対策計画について、パブリックコメントの回答に対する追加の質問はあったのか。県の景観条例で空家に関する事項について、該当する具体的な説明があれば更に分かりやすいものになると思う。
- 回答者（事務局） 追加の質問はない。佐賀県の計画によれば、エリアごとに景観に対する取り組みが進められている。今後、町民の方にも周知をしていきたいと考えている。
- 質問者（町長） パブリックコメントについて、質問者と直接意見交換はしたのか。
- 回答者（事務局） 行っていないが、今後、直接意見交換をする必要があると思う。
- 質問者（永家） 空家等の情報提供について、その後の調査等の手続きが示されているが、この調査等の手続きについて、不良住宅の測定審査委員はどのように対処するものなのか。また、地元区長との情報共有ということが示されているが、書面による通知等があるのか。
- 回答者（事務局） 測定審査委員は不良住宅の測定をしていただく役割で、調査等については役場が実施する。また、情報共有については口頭ではなく、書面等によるやり取りをしながら進めていきたいと考えている。

～ 住宅の不良度測定審査結果について～

- 発言者（事務局）：（毛利）

・不良住宅除去費補助金交付要綱に基づき、町内2件の不良住宅の測定審査を実施し、2件の不良住宅を除却した。

【質疑応答】

- 質問者（天本和） 空家除却後の安全管理についてはどうしているのか。
- 回答者（事務局） 今回除却した物件については、河川等の危険な場所に位置していないので、安全管理はしていないが、危険な箇所である場合は立ち入らないような対処をする必要があると考えている。
- 質問者（町長） 今回の物件は、補助金を活用し、不良住宅を除却したが、特定空家等で除却に応じない場合はどのような対応になるのか。
- 回答者（事務局） 所有者に対して、補助金の活用を促すことが第一となるが、応じてもらえない場合は特定空家等の除却を進めることになる。担当としては、特定空家等を除却する手続きにならないように処理していきたいと考えている。

～ その他 ～

○発言者（事務局）：（亀山）

- ・リノベモデル住宅事業の進捗状況について、スライドを用いて説明した。

【質疑応答】

○質問者（鳥飼）

移住体験住宅の利用対象はどのような方々なのか。また、基山町の空き家の利活用を進める上で重要なことは何か。

○回答者（事務局）

福岡都市圏の子育て若者世帯、アクティブシニアを対象に利活用を勧めて、定住促進を推進していく。

○回答者（平瀬）

空家の利用促進にあたっては、基山は立地的に恵まれた場所であり、その特性を外部へ積極的にPRするのもよいと思う。

○回答者（諫見）

今は福岡市にも空家や空き室などが増えている。その中で、今回のリノベ住宅では「わざわざ基山に住む」ということを考えながら取り組んでいる。今回の物件は、家族だけでなく、単身赴任者や学生なども視野に入れ、様々なニーズに対応できる物件にリノベーションできるようなアイディアを活かしている。基山町に居住するに当たっては隣接する商店街との連携やサポートを受けながら、一体となってまちづくりに取り組むことが必要と思う。

○発言者（町長）

今後、基山町では合宿所の建設に取り組んでいる。この合宿所を利用した方々に対しても移住に関するツールの1つとして、取組んでいるリノベーションの物件を結びつける工夫も必要だと思う。

○発言者（平瀬）

本日の議事内容は終了しますが、全体を通して何かご意見等はありますか。

○質問者（園田）

今回リノベーションした物件について、改築という取扱いなのか、取り壊しをした後での取扱いになるのか、所有権移転の手続きはされているのか。

○回答者（事務局）

建物は寄附いただき、所有権の移転後に改築したという取扱い。

○質問者（園田）

建物については、滅失建物の登記について基準がある。リフォームの仕方によっては登記手続きが必要になる場合もある。

○回答者（事務局）

今後そのような事例があれば、相談をさせていただく。

○質問者（園田）

不良住宅の測定審査表において、「防火上又は非難上の構造の程度」とあるが、「非難上の」というのはどういう意味なのか。

○回答者（事務局）

「避難上の」誤り。訂正する。

～ 15時55分閉会～

基山町空家等対策協議会設置条例第7条の規定により、ここに署名する。

平成29年3月10日

会長

平波 有人

委員

永家重光